

取締役 職務執行確認書

注意事項

- ①「私は」のところは、「私又は私の管轄する職務において知る限りは」と読み替えてください。
 - ② 項目によっては重複する質問があります。
 - ③ 関連法令の条文には、要旨を記載したものがあります。
 - ④2021 年 6 月改訂されたコーポレートガバナンス・コードには、プライム市場上場会社に関する記載がありますが、当市場の上場会社のみを対象とする原則に関する実施状況は、2022 年 4 月 4 日以降に開催される定時株主総会の終了後遅滞なく提出されるコーポレートガバナンスに関する報告書からの記載となっておりますので、本確認書使用の際は留意をお願いします。
 - ⑤自社に該当のない確認項目は、適宜削除のうえ利用してください。
- 例えば下記の確認事項については注意をお願いします。
- 9 自己株式及び配当等についての確認
 10. 会社の支配に関する基本方針及び第三者割当増資の適正性についての確認
 12. 企業不祥事発生時の対応についての確認

1. 善管注意義務・忠実義務の履行及び任務懈怠についての確認

説明

- ①「善管注意義務・忠実義務」とは取締役が会社から委任を受けた職務執行に対し、善良なる管理者としての注意義務を負っていること、及び会社に対して忠実に職務を執行する義務を負っていることで、担当職務は勿論のこと、会社全体の職務執行に責任を負っていることが大きなポイントである。
- ②取締役は、従業員が職務を遂行する際、違法な行為に及ぶことを未然に防止する法令遵守体制を確立する義務があり、自ら法令を遵守するだけでは十分でなく、部下の法令違反も取締役の善管注意義務違反とされ得る。取締役には、自社組織が法令や社会規範から逸脱するリスクを的確に把握し、合理的にコントロールする仕組み（いわゆる「内部統制システム」）の構築・運用が求められている。
- ③取締役は、会社への忠実義務を求められているものであって、社長や上司への忠実義務ではない。また、会社の利益を犠牲にして自己の利益を図ってはならない。
- ④（会計）監査人又は監査役から指摘された法令違反の事実、計算書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある事実、その他著しい損害を及ぼす（おそれのある場合を含む）事実を指摘されているにもかかわらず、対応を怠っているものはないかを確認する。
- ⑤会社又は第三者に対する取締役の損害賠償責任の時効は、**最長 10 年**である。

関連法令

- 会社法 330 条〔株式会社と役員等との関係〕 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。
- 民法 644 条〔受任者の注意義務〕 受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。
- 会社法 355 条〔忠実義務〕 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。
- 会社法 423 条〔役員等の株式会社に対する損害賠償責任〕 1 項 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 会社法 429 条〔役員等の第三者に対する損害賠償責任〕 1 項 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 会社法 397 条〔監査役に対する報告〕 1 項 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない。
- 会社法 382 条〔取締役への報告義務〕 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に報告しなければならない。
- 民法 166 条〔債権等の消滅時効〕 1 項 債権は次に掲げる場合には時効によって消滅する。
 - ① 債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき

- ② 権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき
- 金融商品取引法 193 条の 3 [法令違反等事実発見への対応]
- 会社法 361 条 7 項 [取締役の報酬等] 報酬の決定方針の義務付け
- 会社法 430 条の 2 [補償契約] 会社補償に関する規律
- 会社法 430 条の 3 [役員等のために締結される保険契約] 役員等賠償責任保険に関する規律

[確認事項]

- | | |
|---|---|
| ☐ 私は、取締役としての善管注意義務及び忠実義務を履行し、任務を怠ったことにより会社に損害を生じさせていない | |
| ☐ 確認を留保する（理由： | ） |
| コメント（ | ） |

2. 取締役会の運営、代表取締役等に対する監督責任及び経営判断原則についての確認

[説明]

- ①取締役は、意思決定と業務執行だけではなく監視・監督の役割、つまり取締役は、取締役会のメンバーとして、代表取締役及びその他の取締役の業務執行を監視・監督する義務を負っている。すなわち、取締役は代表取締役等が法令や定款に違反する行為や会社に損害を与える行為をしようとしたときには、取締役会を開催させ、これを指摘し是正させなければいけない。
- ②取締役会は会社法、定款及び取締役会規則等に基づき、決議すべき事項がもれなく付議され、報告されるべき事項がもれなく報告されなければならない。なお、代表取締役だけでなく業務執行取締役は、少なくとも 3 か月に 1 回職務執行状況を取締役に報告しなければならない。
- ③取締役会決議及び代表取締役等の経営の意思決定においては、意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと及び意思決定が取締役個人又は第三者の利益ではなく、会社の利益を第一に考えていることはもちろんのこと、いわゆる経営判断の原則に則った次のような点に留意し、行われなければならない。
 - イ) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
経営判断の基礎となる事実認識に不注意な過誤・欠落がないこと、適切と判断したことが合理的といえる程度に十分な知識や事実認識を有することが前提
 - ロ) 意思決定過程が合理的であること
取締役会等の必要な機関の付議を経ているか、専門的見解・代替案併記等の慎重で合理的な検討を疎明・立証出来るか、等
 - ハ) 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと
意思決定内容が、集めた情報と適正な検討・審議に基づく不合理でない結論となっているか、企業経営者として明らかにおかしいという内容でないか、等
- ④上場会社の取締役会は以下のコーポレートガバナンス・コード [基本原則 4] を企業統治の根幹と認識しなければならない。
上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、
 - (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
 - (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
 - (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。
- ⑤上場会社の取締役会は、以下のコーポレートガバナンス・コード [基本原則 2] を踏まえて、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である。
上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

【関連法令等】

- 会社法 362 条〔取締役会の権限等〕 取締役会は、業務執行の決定を行うと共に取締役の職務の執行の監督を行う。
- 会社法 366 条〔招集権者〕2 項（招集権者以外取締役が取締役会を開催する手続き）
- 会社法 368 条〔招集手続き〕、同 369 条〔取締役会の決議（議事録の作成・利害関係者の取扱い）〕、同 370 条〔取締役会の決議の省略（書面決議）〕
- 会社法 298 条 4 項〔取締役会設置会社の株主総会の招集の決定〕
- 会社法 369 条〔取締役会の決議〕 5 項 取締役会の決議に参加した取締役であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 会社法 363 条〔取締役会設置会社の取締役の権限〕2 項（業務執行取締役の報告義務）
- 日本監査役協会「監査役監査基準」24 条〔取締役会等における取締役の報告及び取締役会における意思決定の監査〕
- *経営判断原則（佐々木宗啓他「東京地裁における商事事件の概要旬刊商事法務 1722 号 31 頁」）
 - ・経営判断の前提となる事実認識の過程（情報収集とその分析・検討）における不注意な誤りに起因する不合理さの有無
 - ・事実認識に基づく意思決定の推論過程及び内容の著しい不合理さの存否
- コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所有価証券上場規程別添）
 - 第 2 章 【基本原則 2】株主以外のステークホルダーとの適切な協働
 - 原則 2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題
- 金融庁 記述情報の開示の好事例集 2021「サステナビリティ情報」
- コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所有価証券上場規程別添）第 4 章 取締役会等の責務【基本原則 4】

【確認事項】

- | | |
|---|---|
| ☐ 私は、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督について、適正に職務を行っている | |
| ☐ 私は、正規の手続きに従って、取締役会を運営し又は運営するよう発言している | |
| ☐ 私は、取締役会で決議すべき事項は漏れなく付議し報告すべき事項は漏れなく報告している | |
| ☐ 私は、取締役会決議及び代表取締役又は業務執行取締役の職務執行に当たっての意思決定について、法令定款を遵守し、会社の利益を第一に考えてかついわゆる経営判断の原則に則って行われるように発言等をしている | |
| ☐ 私は、法令・定款、会社の利益及びいわゆる経営判断の原則から外れるような意思決定はしなかった | |
| ☐ 確認を留保する（理由： | ） |
| コメント（ | ） |

3. 監査役への報告義務についての確認

【説明】

- ①取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会又は監査役にこれを報告する義務がある。「著しい損害を及ぼす事実」と「そのおそれのある事実」には、次のような例が該当する。
- イ) 業績予想の著しい変動、大幅な損失・資産の下落の発生及びそのおそれ等
 - ロ) 法令等への抵触懸念、官公庁等による立入り等による指摘等
 - ハ) 貸倒債権及び貸倒のおそれのある債権の発生並びにその懸念等
 - ニ) 重加算税等の追徴課税の発生等
 - ホ) 事業遂行に重大な支障のある事故の発生及びその懸念等
 - ヘ) 会社の信用や社会的評価を失墜させるおそれのある品質・安全・労務の管理に関わる問題等
 - ト) その他、「著しい損害を及ぼす事実」及び「そのおそれのある事実」と判断される場合

- ②各取締役は、上記の事実について他の取締役（社長を含む）へ報告する際には、上記のとおり監査役（監査役会）への報告が必要である。

【関連法令】

- 会社法 357 条 [取締役の報告義務] 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役（会）に報告しなければならない。
- 会社法 381 条 [監査役の特権] 2 項、3 項 監査役は、いつでも取締役・使用人等に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査をすることができ、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【確認事項】

- ☐ 私は、報告義務に該当するような事実は発見できなかった
- ☐ 私は、報告義務に従い報告を行った
- ☐ 確認を留保する（理由： _____）
- コメント（ _____）

4. 内部統制システムの構築・運用責任についての確認

【説明】

- ①会社法は、大会社の取締役（会）に対し、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務並びに当該株式会社（自社）及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（いわゆる内部統制システムの基本方針）を決定又は決議することを義務付けている。また、上記以外の会社にあっても、取締役の善管注意義務一環として各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない。
- ②上記の内部統制システムの決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要については、毎期の事業報告に記載することが義務付けられている。
- ③一度構築するだけでなく、その後もリスクとの関係等で有効かを定期的に見直し、また社内規則を整備することも重要である。
- ④東京証券取引所は上場企業に対し、コーポレートガバナンスに関する報告書・取引所規則の遵守に関する確認書の提出を要求している。
- ⑤日本取引所自主規制法人は、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を策定し、上場会社における不祥事予防の実効性の高い取組推進を期待している。
- ⑥金融商品取引法は、上場会社に対して連結ベースでの財務報告に関する内部統制について有効性を評価した内部統制報告書の提出義務を定めており、これらに関し罰則規定が設けられている。
- ⑦内部統制システムの一環としての内部通報制度は、コンプライアンス上重要な役割を果たすものであるが、ともすると形骸化し、機能していない場合がある。取締役は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為に関する情報や疑念を伝えることができ、またそれが適切に活用されるよう、適切な体制整備を行うべきである。
- ⑧ 取締役会が行うべき事項は以下のとおりである。
- a.業務の適正を確保するための体制の整備の決議
 - b.内部統制システムに関する取締役の職務の執行の監督
- ⑨ 業務執行取締役が行うべき事項は以下のとおりである。
- a.内部統制システムの構築
 - b.内部統制システムの運用
 - c.監査役監査の実効性確保
 - d.内部統制システムに関する職務の執行状況の取締役会への報告
 - e.内部統制システムの決議の内容の概要及び運用状況の概要を事業報告へ記載

f.有価証券報告書、金融商品取引所への内部統制システムの整備(構築・運用)の状況の開示

【関連法令】

○会社法 348 条 [業務の執行] 3 項 4 号、4 項、同 362 条 [取締役会の権限等] 4 項 6 号、5 項、**同 363 条**及び会社法施行規則 100 条 [業務の適正を確保するための体制] 1 項、3 項

【業務の適正を確保するための体制】

- a. 情報保存管理体制[取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制]
- b. リスク管理体制[損失の危険の管理に関する規程その他の体制]
- c. 効率性確保体制[取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]
- d. コンプライアンス体制[取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]
- e. 企業集団内部統制体制[企業集団における業務の適正を確保するための体制]

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告体制

ロ 子会社のリスク管理体制

ハ 子会社の取締役等の職務執行の効率性確保体制

ニ 子会社の取締役等のコンプライアンス体制

【監査役監査の実効性確保体制】

- a. 監査役スタッフに関する事項（監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合）
- b. 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項
- c. 監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
- d. 監査役への報告体制その他報告に関する事項
 - イ 当該会社の取締役等が監査役に報告するための体制
 - ロ 子会社の取締役、監査役及び使用人等（直接報告者）、又はこれらの者から報告を受けた者（間接報告者）が親会社の監査役に報告をするための体制
- e. d の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- f. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務等の処理に係る方針に関する事項
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

○会社法施行規則 118 条 2 号 [内部統制システムの決議及び運用状況の事業報告への記載]

○金融商品取引法 24 条の 4 の 4 [財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価]

○金融商品取引法 24 条の 4 の 6 [賠償責任に関する規定の準用] 「内部統制報告書」の重要な事項に虚偽があるか、又は記載すべき重要な事項や誤解させないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合は、役員個人が損害賠償責任を負うほか、重要な事項についての虚偽記載には会社・役員とも罰則が適用される。

○金融商品取引法 193 条の 2 2 項[内部統制報告書についての公認会計士又は監査法人による監査証明]

○公益通報者保護法 公益通報をした労働者に対する保護(不利益な取り扱いの禁止など)を図るための法令

○コーポレートガバナンス・コード(東京証券取引所有価証券上場規程別添)第 4 章取締役会等の責務(基本原則 4)

○上場会社における不祥事予防のプリンシプルの策定について(日本取引所自主規制法人 2018 年 3 月 30 日)

【確認事項】

- ☐ 私は、会社法及び関連法令に基づき、会社及び子会社から成る企業集団の内部統制システムを適正に構築し、これを運用している
- ☐ 私は、上記の内部統制システムについては、会社を取巻く事業環境、リスク及び会社の状況に応じ、逐次見直し、よりの確かつ効率的なものに改善している
- ☐ 私は、会社法及び関連法令に基づき、内部統制システムの構築・運用状況の概要を事業報告に記載している
- ☐ 私は、金融商品取引法及び関連法令に基づき、会社及び連結子会社等の財務報告に係る内部統制を適正に構築・運用し、これを評価している
- ☐ 私は、内部通報制度を構築し、これを適切に運用している
- ☐ 確認を留保する（理由： _____）
- コメント（ _____）

5. 競業取引及び利益相反取引の制限・義務についての確認

【説明】

①競業取引

- イ) 取締役が、自己又は第三者のために会社の事業と同類の取引を会社外で行うことを「競業取引」という。
- ロ) 取締役が競業取引を行う場合は、その取引について重要な事実を開示し、取締役会の事前の承認と遅滞なき事後報告が必要である。取締役は、その地位に基づき知り得た会社事業の機密や会社の販売先等を利用し、会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図るおそれがあるので、それを未然に防ぐために設けられた規定である。
- ハ) 競業取引における「第三者のために」とは、「当該取締役が第三者の代表者等として、その第三者のために」と解されており、具体的には、「第三者である他の会社の代表取締役就任の場合」に行う競業取引はこれに該当する。また、「第三者である他の会社の利益のためと明確に判断される場合」も役職に関係なくこれに該当する。なお、第三者には他の会社その他の団体も含まれる。

②利益相反取引

- イ) 取締役と会社との利益が反する取引を「利益相反取引」といい、次の類型がある。
- ＜直接取引＞
- ・取締役が、自己のために（例えば、その取締役個人を当事者として）会社と直接取引をする場合
 - ・取締役が、第三者のために（例えば、他社の取締役又は各種団体の役員を兼任し、その代表者として）会社と取引をする場合
- ＜間接取引＞
- ・会社と第三者の間の取引で、会社と取締役の利害が相反する取引。例えば、会社が取締役個人の債務を銀行等、第三者に保証する場合などがこれにあたる。
- ロ) 取締役が利益相反取引をする場合は、その取引について重要な事実を開示して取締役会の事前の承認を得、その取引に関する重要事実につき遅滞なく取締役会に事後報告することが必要である。利益相反取引により会社の利益が害される可能性があるためにそれを未然に防ぐために定められた規定である。
- ハ) 利益相反取引の結果、対価の不当、債務不履行等により会社が損害を被ったときは、a 利益相反取引（直接取引又は間接取引）により会社の利益に反する行為をした取締役、b 会社が利益相反取引を行うことを決定した取締役、c 取締役会の承認決議に賛成した取締役は、その任務を怠ったものと推定され、任務懈怠がなかったこと又は過失がなかったことを証明しない限り、会社に対し連帯して損害賠償責任を負う。ただし、自己のために直接取引を行った取締役は、任務懈怠について過失がなくても損害賠償責任義務を負う。

【関連法令】

- 会社法 356 条 [競業及び利益相反取引の制限]、同 365 条 [競業及び取締役会設置会社との取引等の制限]
- 会社法 423 条 [役員等の株式会社に対する損害賠償責任]、2 項 [取締役会の承認なく競業取引を行った場合の損害額の推定]、3 項 [取締役会の承認決議に賛成した取締役等の任務懈怠の推定]
- 会社法 428 条 [取締役が自己のためにした取引に関する特則]

【確認事項】

(競業取引又は利益相反取引についての確認)

- ☐ 私は、会社の事業と競合するような取引、又は会社と利益が相反する取引を自己又は第三者のために行ったことはない
- ☐ 私は、会社の事業と競合するような取引、又は会社と利益が相反する取引を自己又は第三者のために行ったことがあるが、取締役会（取締役会のない会社では株主総会）の承認を得ている
- (競業取引の内容：)
- (利益相反取引の内容：)
- (取締役会承認日：)
- (取締役会報告日：)
- ☐ 確認を留保する（理由：)
- コメント ()

(他社又は団体の役員兼務についての確認)

- ☐ 私は、他社又は団体の役員を兼務していない
- ☐ 私は、次の会社・団体の役員を兼務しているが、競業取引や利益相反取引を行ったことはない
 (会社・団体名 会社・団体の事業内容
 役職)
 (会社・団体名 会社・団体の事業内容
 役職)
- ☐ 私は、次の会社・団体の役員を兼務しており、競業取引や利益相反取引を行ったことがあるが、取締役会（取締役会のない会社では株主総会）の承認を得ている
 (会社・団体名 役職)
 (会社・団体名 役職)
- ☐ 確認を留保する（理由： ）
 コメント（ ）

6. 無償の利益供与等についての確認

[説明]

- ①無償の利益供与（例えば、寄付金・物品の贈呈・政治献金などで、反対給付があったとしても、それが著しく少ない財産上の利益供与を含む）は、会社の利益を害するおそれがあるので、その目的・必要性・意義、会社の規模、経営実績、利益供与の規模、相手方など諸般の事情を考慮し、不相当なものである場合には、善管注意義務違反の問題を生ずることがある。なお、寄付金以外にも、交際費や雑誌の購読料等にも注意が必要である。
- ②無償の利益供与が、「重要な財産の処分及び譲受け」に該当する場合は、会社法に定める通り、取締役会の承認が必要である。
- ③公務員への賄賂や株主等の権利の行使に関する利益供与（例えば総会屋への利益供与等）は、取締役会の承認などの社内手続きの有無、金額の多寡に拘らず当然に違法である。

[関連法令]

○会社法 362 条 [取締役会の権限等] 4 項 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

1. 重要な財産の処分及び譲受け（以下略）

○会社法 120 条 [株主等の権利の行使に関する利益の供与] 1 項 株式会社は何人に対しても株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならない。 2 項 株式会社が特定の株主に無償で財産上の利益供与をしたときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定する。特定の株主に対して、有償で財産上の利益供与をした場合も、受けた利益（反対給付）が財産上の利益に比べて著しく少ないときも同様とする。 4 項 株式会社が 1 項の規定に違反して財産上の利益を供与したときは、当該利益の供与をすることに関与した取締役として法務省令で定める者は、連帯して供与した利益の価額相当額の支払義務を負う。

○会社法 970 条 [株主等の権利の行使に関する利益供与の罪] 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金

[確認事項]

- ☐ 私は、会社の財産に関しては無償の利益供与を行っていない
- ☐ 私は、会社の財産に関しては無償の利益供与を行ったが、正当なものであり、かつ、取締役会の承認などの社内の定められた手続きを経ている
 (取締役会などの承認日：)
 (承認手続き：)
 (利益供与の具体的内容：)
- ☐ 私は、株主等の権利の行使に関する利益供与を行っていない
- ☐ 確認を留保する（理由： ）
 コメント（ ）

7. 不適正な会計処理（粉飾決算）・計算書類等の虚偽記載についての確認

【説明】

- ①粉飾決算とは企業の業績が悪化して利益の低下又は欠損を生じた場合に、会計処理を操作して架空の利益を計上し、又は損失を少なく見せかけること。
基本的な粉飾方法は、a 資産の過大計上及び負債の過少計上、b 収益（売上等）の過大計上及び費用の過少計上であるが、次のような例がある。
 - ・翌期売上分の当期計上 ・架空売上と循環取引 ・費用の翌期繰延 ・棚卸在庫の水増し計上
 - ・仕掛品に滞留させ、売上原価に振替えない ・不良資産を正常資産として放置 ・費用を資産に計上
 - ・引当金（貸倒引当金、退職給付引当金、工事損失引当金など）の負債の未計上及び債務保証の隠蔽
 - ・買戻し契約付き売却 ・勘定区分の操作 ・連結外しや不良資産の飛ばしなど
 - ・関連当事者（親会社・子会社等）との一般的でない取引を利用した利益操作
 - ・減損会計、税効果会計などにおける将来の利益又はコスト等の見積り額の過大又は過少計上
 - ・合理的理由が無く、継続性の原則や保守主義の原則に反した経理処理の変更
- ②粉飾決算は、違法配当、違法な業績連動報酬・お手盛り報酬、計算書類や有価証券報告書等の虚偽・不実記載を伴えば、関与した取締役は民事責任（損害賠償）だけでなく、場合によっては刑事責任（特別背任罪など）を負うことになる。
- ③税金逃れ等のため、利益を過少に操作する逆粉飾決算は税法違反に問われる。
- ④会計監査人設置会社又は公開会社では、親・子会社間の取引などの関連当事者との取引のうち重要なものは、親・子会社とも「関連当事者との取引に関する注記」等に記載しなければならない（ただし、一般競争入札のほか一般の取引条件と同様なものを決定していることが明白な取引を除く）。その場合、子会社は、親会社等との取引について、自社の利益を害さないように留意した事項などを、事業報告に記載しなければならない。

【関連法令等】

- 会社法 429 条〔役員等の第三者に対する損害賠償責任〕2 項 1 号ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録を行ったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 会社計算規則 98 条〔注記表の区分〕
- 会社計算規則 112 条〔関連当事者との取引に関する注記〕
- 会社法施行規則 118 条 5 号 親会社等との取引で会社の利益を害さないように留意した事項等を事業報告に記載する
- 金融商品取引法 197 条 1 項及び同 207 条 1 項 1 号〔罰則〕 有価証券報告書等の虚偽記載罪 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科、又法人に対しては、7 億円以下の罰金
- 会社法 960 条〔取締役等の特別背任罪〕1 項 取締役等が自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、任務に背く行為をし、会社に財産上の損害を加えた場合 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科、又その未遂も罰せられる（同 962 条〔未遂罪〕）。
- 会社法 964 条〔虚偽文書行使等の罪〕 株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債の募集に当たり、重要な事項に虚偽の記載をした文書を行使等した場合、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又は併科
- 金融商品取引法 17 条・18 条・19 条・21 条・21 条の 2・22 条・24 条の 4〔虚偽記載等のある目論見書等・有価証券届出書・有価証券報告書等の提出者（会社）及び役員等の賠償責任〕 虚偽記載等により当該有価証券を取得した者に生じた損害を賠償する。会社及び役員個人（故意・過失がなかったことの立証責任は役員個人が負う）が責任を負う。
- 法人税等税法関連法令
- 東京証券取引所の有価証券上場規程 601 条〔上場内国会社の上場廃止基準〕1 項 11 号「501 条 1 項 2 号（上場会社が有価証券報告書に虚偽記載を行った場合等）に該当する場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき」
- 企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（2020 年 11 月 6 日）
- 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（2021 年 6 月 25 日）
- 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」

○企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」

【確認事項】

- | | |
|--|---|
| ☐ 私は、不適正な会計処理（粉飾決算）・計算書類等の虚偽記載を行っていない | |
| ☐ 確認を留保する（理由： | ） |
| コメント（ | ） |

8. インサイダー取引・適時開示についての確認

【説明】

- ①「インサイダー取引（内部者取引）」とは、未公表の重要な会社情報（インサイダー情報）を知った役員又は従業員等（会社関係者等）が、その情報の公表前に、自社及び取引先等の他社の発行する株式等の売買を行うことを言う。なお、役員又は従業員本人のみならず、借名や家族名義なども対象になる。
- ②連結決算情報はもとより、子会社の重要事実もインサイダー情報となり、又、親会社の役職員による場合だけでなく、子会社の役職員による親会社の株式等の売買も規制対象となるので充分注意が必要である。
- ③また、売買の当事者でなくても、他人に利益を得させ又は損失を回避させる目的で、重要事実公表前に情報を伝達したり、取引を推奨した会社関係者等も対象となっているので注意が必要である。
- ④会社の重要情報の適時・適切な開示が不可欠であり、開示手続き・方法の整備や「内部者取引管理規程」を設け、役職員の有価証券取引ルールを定めることが重要である。
- ⑤上場会社等またはその役員等が、その業務に関して、取引関係者に、未公表の重要情報を伝達したときには、意図的な伝達の場合には同時に、意図的でない場合には速やかに、当該情報を公表しなければならない。
- ⑥インサイダー情報と同様の項目については、金融商品取引所の適時開示を行わねばならない

【関連法令】

○金融商品取引法 166 条 [会社関係者の禁止行為] 1 項 次の各号に掲げる者（会社関係者^{*1}）であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実^{*2}を当該各号に定めるところにより知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け等をしてはならない。

^{*1} 会社関係者：①役員・従業員（アルバイト・派遣社員も含む） ②議決権 3%以上の株主等 ③契約締結者（取引先等で交渉中の者を含む）及びその役員・従業員 ④子会社の役員・従業員等。

なお、上記の会社関係者は、会社関係者でなくなった後も 1 年間は、会社関係者と同様にインサイダー取引規制の対象となる。
同条 3 項により、会社関係者・元会社関係者から重要事項の伝達を受けた者等、その職務に関し重要事実を知った場合にも対象となる。

^{*2} 重要事実（インサイダー情報）：同条 2 項に定める、上場会社及び子会社の経営上重要な内部情報（重要な決定事実、発生事実、決算情報等）で、増資・自己株式取得・業務提携・合併・新製品及び技術の企業化・多額の損害発生・業績予想及び配当の大幅な修正・会社更生の申立等投資者の投資判断に著しい影響を与える情報。

○金融商品取引法 167 条 [公開買付者等関係者の禁止行為] 1 項 他社株公開買付け、自社株公開買付け又は発行済株式総数の 5% 以上に当たる株券等の買い集めに関し、これを行う会社の取締役等が、公開買付け対象有価証券等を売買することについて、前記 166 条と同様の規制。

○金融商品取引法 167 条の 2 [未公表の重要事実の伝達等の禁止] 1 項 166 条 1 項に規定する会社関係者等に対する規制
2 項 167 条 1 項に規定する公開買付者等関係者に対する規制

○金融商品取引法 163 条 [上場会社等の役員・主要株主による自社の有価証券等の売買に関する報告書の提出]

○金融商品取引法 164 条 [上場会社等の役員等の短期売買利益の返還] 上場会社等の役員・主要株主が 6 か月以内に行った自社株式等の売買で利益が出た場合、会社はその利益を会社に提供すべきことを請求できる。

○金融商品取引法 165 条 [上場会社等の役員・主要株主による自社の有価証券等の空売りの禁止]

○金融商品取引法 175 条 [課徴金納付命令] インサイダー取引で違反となる行為を行った会社関係者に対し、インサイダー取引の売買金額と重要事実公表後の価額の差額を徴収することができる。

○金融商品取引法 197 条の 2 及び 207 条 1 項 2 号 [罰則] 会社関係者（上記 166 条の項^{*1} 参照）の禁止行為に違反した者は、5

年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又は併科、法人に対しては 5 億円以下の罰金。

同 198 条の 2 [罰則] インサイダー取引などの犯罪行為により得た財産は、没収・追徴される。

○金融商品取引法 27 条の 36 の規定に関する留意事項について(フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン)

[確認事項]

- ☐ 私は、自社及び取引先等の株式の取得又は処分は行わなかった
- ☐ 私は、自社及び取引先等の株式の取得又は処分を行ったが、適法に行った
- ☐ 私は、重要情報の適時開示手続きや役職員の有価証券取引ルールを定めた「内部者取引管理規程」を整備し、遵守している
- ☐ 私は、法令に則り、適時開示を行っている
- ☐ 確認を留保する（理由： _____）
- コメント（ _____）

9. 自己株式及び配当等についての確認

[説明]

- ① 会社は一定の場合において、自己株式を取得し、保有しておくことができる。
但し、自己株式を意図的な相場操縦の手段として使用することを禁じている。その取得には株主総会決議、取締役会決議などの手続きが定められており、さらに買付決議の開示（自己株券買付状況報告書）、有価証券報告書・決算書類等による開示が義務付けられている。又、保有している自己株式の消却ないし処分についての定めがある。
- ② 分配可能額を超えて配当又は自己株式の有償取得などを行ってはいけない。

[関連法令]

- 会社法 135 条 [親会社株式の取得の禁止] 子会社は、その親会社である株式会社の株式を取得してはならない。
- 会社法 155 条 [株式会社による自己の株式の取得] 会社は一定の場合（限定列举している）において、自己株式を取得することができる。
- 会社法 156 条 [株式の取得に関する事項の決定] 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するためには、あらかじめ、株主総会の決議によって、取得する株式数、金額、期間（1 年を超えない）等を定めなければならない。
*特定の株主から取得する場合は、株主総会の特別決議が必要になる（会社法 160 条 1 項、309 条 2 項 2 号）
- 会社法 165 条 [市場取引等による株式の取得] 2 項 取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。
- 会社法 178 条 [自己株式の消却]及び同 199 条 [自己株式の処分（募集事項の決定）]
- 会社法 461 条 [配当等の制限] 1 項 株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。 同項 2 号 自社株式の取得も剰余金の分配制限に含まれる。
- 会社法 462 条 [剰余金の配当等に関する責任]、会社法 464 条 [買取請求に応じて株式を取得した場合の責任] 及び会社法 465 条 [欠損が生じた場合の責任] 分配可能額を超える配当等がなされた場合の責任等（配当金の交付額の会社への弁済など）について規定。
- 会社法 963 条 [会社財産を危うくする罪] 5 項 1 号 株式会社の計算において不正にその株式を取得したとき 2 号 法令又は定款の規定に違反して剰余金の配当をしたとき、ともに 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又は併科。
- 金融商品取引法 24 条の 6 [自己株券買付状況報告書の提出] 各月ごとに自己株式の買い付け状況に関する事項その他を記載した報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 金融商品取引法 27 条の 22 の 2 [発行者による上場株券等の公開買付け]
- 金融商品取引法 162 条の 2 [上場株券の発行者である会社が行うその売買に関する規制] 自己株式売買を行う場合も意図的な相場操縦を禁止されており、売買には一定の要件（「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」）が定められている。

【確認事項】

- ☐ 私が知る限りにおいて、自己株式の取得又は処分等に関し、法令・定款に違反する事実はない
- ☐ 私が知る限りにおいて、剰余金の配当等に関し、法令・定款に違反する事実はない
- ☐ 確認を留保する（理由： _____）
- コメント（ _____）

10. 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当増資の適正性についての確認

【説明】

①会社の支配に関する基本方針を定めている場合の対応について

買収防衛策は企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることに資するものでなければならぬとして会社法施行規則等でその定めがある。また、経済産業省の指針等を参考に、公正な判断をすることが求められている。

②第三者割当増資について

資金調達や買収防衛策の為に第三者割当増資（縁故募集）を行う場合、公開会社では発行可能株式総数の範囲内で行う募集株式の発行等については取締役会の決議により可能とされているが、引受人に特に有利な価格で発行されたり、既存株主にとって、議決権比率が低下（希釈化）するなどの問題が発生するおそれがある。会社法等は、既存株主が過度に不利にならないように第三者増資を行う場合の諸手続きを定めているので、経営者には慎重な判断と手続きの遵守が求められる。

さらに、会社法改正で、公開会社が支配株主の異動を伴う株式発行を行う場合、議決権の10%以上の株主からの反対があったときには株主総会の普通決議による承認が必要となったことに留意する必要がある。

【関連法令等】

○会社法施行規則118条3号 買収防衛策は、以下に関する取締役会の判断及びその理由を事業報告に記載・記録する。

1. 基本方針に沿うものであること
2. 会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと
3. 会社役員の地位の維持を目的としたものではないこと

○経済産業省・法務省「企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための買収防衛に関する指針」（平成17年5月公表）

○経済産業省「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年6月公表）

○会社法199条「募集事項の決定」及び会社法201条「公開会社における募集事項の決定の特則」 有利発行規制の定め。

○会社法206条の2「公開会社における募集株式の割当て等の特則」

○会社法244条の2「公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則」

○企業内容等の開示に関する内閣府令19条2項1号フ 第三者割当の場合の臨時報告書の記載内容等に関する特記事項等。

○東京証券取引所の有価証券上場規程432条「第三者割当に係る遵守事項」 第三者割当による議決権の希釈化率が25%以上になるとき、又は支配株主が異動する場合は原則として、経営陣から独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手するか又は株主総会の決議を要する。

○同規程施行規則402条の2「第三者割当に関する事項の開示の取扱い」 上場会社が第三者割当増資を行う場合は、割当先の払込みに要する財産の確認並びに払込金額の算定根拠及び（取引所が必要と認めた場合は）払込金額が割当先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の意見等の適時開示を行う。

【確認事項】

- ☐ 私は、当社の買収防衛策が法令に定められた条件を満たしていることを確認している
- ☐ 私は、当社の第三者割当増資が法令等に定められた条件を満たしていることを確認している
- ☐ 確認を留保する（理由： _____）
- コメント（ _____）

1 1. 反社会的勢力との関係についての確認

【説明及び関連法令】

企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたず、又「反社会的勢力」からの不当な要求に対しては、組織全体で毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しているかの確認である。

- ①取締役会において、反社会的勢力との関係遮断の基本方針を決議する。
- ②取引開始時に相手方が反社会的勢力ではないか属性確認を行う（公知情報調査、警察への照会等）とともに契約書や取引約款に暴力団排除条項（判明時の契約解除条項等）を導入する。
- ③「反社会的勢力」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（略称「暴対法」）2 条 1 項 2 号に定義される「暴力団」及び 2 条 1 項 3 号に定義される「指定暴力団」等
 - ロ)「総会屋」、「特殊知能暴力集団」、「政治活動標榜ゴロ」、「社会運動標榜ゴロ」などの団体又は個人
 - ハ) 上記の他、暴力・威力・脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人

○東京都暴力団排除条例 3 条 【基本理念】

暴力団排除活動は、暴力団が都民の生活及び都の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の連携及び協力により推進するものとする。

○東京都暴力団排除条例 18 条 【事業者の契約時における措置】

1. 事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。
2. 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。
 - 一 当該事業に係る契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は催告することなく当該事業に係る契約を解除することができること。

○東京都暴力団排除条例 24 条 【事業者の規制対象者等に対する利益供与の禁止】 1 項から 3 項

【確認事項】

- | | |
|---|---|
| ☐ 私は、反社会的勢力との関係を一切もっていない | |
| ☐ 私は、取締役会において反社会的勢力との関係遮断の基本方針を決議していることを確認している | |
| ☐ 私は、反社会的勢力に関し取引開始時の属性確認及び契約書等への排除条項の導入を確認している | |
| ☐ 確認を留保する（理由： | ） |
| コメント（ | ） |

1 2. 企業不祥事発生時の対応についての確認

【説明】

- ①取締役（会）は不祥事が発生した場合及び発生が疑われる場合、直ちに当該役職員等から報告を求め、必要に応じて社内調査委員会を設置し、事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示に努めなければならない。
- ②取締役（会）は当該調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、外部の独立した弁護士等による第三者委員会を設置するなど、適切な措置を講じる必要がある。
- ③第三者委員会とは、企業等（企業や組織）において、不祥事（犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等）が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業等から独立した委員の

みをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会である。又、第三者委員会という形式をもって、安易で不十分な調査に、客観性・中立性の装いを果たせるような事態を招かないように留意する必要がある。

④第三者委員会は、すべてのステークホルダーのために調査を実施し、その結果をステークホルダーに公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的とする。

⑤第三者委員会の調査の実効性を確保するためには、企業等の全面的な協力が不可欠である。協力の前提となるのは、役職員による危機意識の共有である。従って、第三者委員会の調査開始時点において、取締役会は、全役職員に対し第三者委員会を設置した趣旨及び調査に対する優先的協力等について、具体的かつ明確な指示を出すことが極めて重要である。

⑥企業等の第三者委員会への協力の指針

イ) 企業等が、第三者委員会に対して、企業等が所有するあらゆる資料、情報、社員へのアクセスを保障すること。

ロ) 企業等が、従業員等に対して、第三者委員会による調査に対する優先的な協力を業務として命令すること。

ハ) 企業等は、第三者委員会の求めがある場合には、第三者委員会の調査を補助するために適切な人数の従業員等による事務局を設置すること。当該事務局は第三者委員会に直属するものとし、事務局担当者企業等との間で厳格な情報隔壁を設けること。

【関連法令等】

○日本監査役協会「監査役監査基準」28 条[企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会]

○日本弁護士連合会 企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン 第 1 部基本原則[第三者委員会の活動、第三者委員会の独立性・中立性、企業等の協力]

○上場会社における不祥事対応のプリンシプルの策定について「日本取引所自主規制法人」(2016 年 2 月 24 日)

○上場会社における不祥事予防のプリンシプルの策定について「日本取引所自主規制法人」(2018 年 3 月 30 日)

【確認事項】

- | |
|---|
| ☐ 私は、不祥事の発生及び発生が疑われる事案がなかったことを確認している
☐ 私は、不祥事が発生した場合には、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的適時開示に努めることにしている
☐ 私は、不祥事の発生及び発生が疑われる場合には、必要に応じて、社内調査委員会の設置を提言し、同委員会を通じ事実関係の把握に努めることにしている
☐ 私は、社内調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合は、第三者委員会の設置を求めるなど、適切な措置を講じている
☐ 確認を留保する（理由： _____）
コメント（ _____） |
|---|

1 3. その他の不正取引についての確認

【説明及び関連法令】

ここでは今までに触れられなかった取締役個人が負わされる責任を例示し、これについて確認をする。金額、規模の大小は問わない。

①取締役等がその職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたとき。

○会社法 967 条 [取締役等の贈収賄罪] 1 項、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金

②株主総会若しくは種類株主総会、社債権者集会又は債権者集会における発言又は議決権の行使に関し、取締役が不正の請託を行い、財産上の利益を供与し、又はその申し込み若しくは約束をしたとき。

○会社法 968 条 [株主等の権利の行使に関する贈収賄罪] 2 項 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金

③会社の目的の範囲外において、投機取引のために会社の財産を処分したとき

○会社法 963 条 [会社財産を危うくする罪] 5 項 3 号

5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又は併科

④株式の発行に係る払込の偽装（金融機関との通謀）行為、あるいは、授權資本を超える株式の発行行為

○会社法 965 条 [預払いの罪]、同 966 条 [株式の超過発行の罪]

5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金（預払いについては「又は併科」）

⑤出資の履行を偽装した募集株式の引受人の責任、関与した取締役の責任

引受人は払込期日の経過後も払込義務を負い、偽装払込みに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む）は、会社に対して払込み相当額を連帯して支払う義務を負う。

○会社法 213 条の 3

⑥その他過料（100 万円以下）に処せられる主な行為： 登記・公告・通知・開示等に関する義務違反

○会社法 976 条 [過料に処すべき行為]

[確認事項]

☐ 私は、取締役の職務執行に関し、不正の行為をしていない

☐ 確認を留保する（理由：

コメント（

）

）

1 4. 定款・社内規則及び法令についての確認

[説明]

ここでは今までに触れられなかった、定款、社内規則及び重要な法令（以下に例示）に違反している事実がないかを確認する。

○重要な法令

- ・独占禁止法（私的独占・不当な取引制限－カルテルと入札談合・不公正な取引方法の禁止・企業結合規制等）
- ・下請代金支払遅延等防止法
- ・不正競争防止法（営業秘密の保護、模倣した商品の譲渡等の防止、外国公務員等に対する贈賄行為の禁止等）
- ・個人情報保護法
- ・公益通報者保護法
- ・消費者保護関連法令（消費者基本法、消費者安全法、消費生活用製品安全法、消費者契約法、製造物責任（PL）法、不当景品類及び不当表示防止法等）
- ・環境保全関連法令（環境基本法、大気・水質・騒音・地下水・土壌等の各法令、廃棄物処理・リサイクル等の各法令等）
- ・労働関連法令（労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働施策総合推進法（パワハラ防止法を含む）、男女雇用機会均等法、**障害者雇用促進法、高年齢者雇用安定法等**）
- ・**電子帳簿保存法**
- ・テレワークにおける適切な労働時間管理のためのガイドライン（厚生労働省）
- ・情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン（厚生労働省）
- ・テレワークセキュリティガイドライン（第 4 版）（総務省）
- ・輸出関連法令（外国為替及び外国貿易法による安全保障上の輸出規制等）
- ・政治資金規正法（寄付の制限等）
- ・その他当社事業に関連する法令

[確認事項]

☐ 私は、定款・社内規則及び関係法令については理解し、違反する行為をしていない

☐ 確認を留保する（理由：

コメント（

）

）

1 5. 取締役欠格事由についての確認

【説明及び関連法令】

会社法で定められた欠格事由についての確認である。

○会社法 331 条〔取締役の資格等〕 次に掲げる者は、取締役となることができない。

1. 法人
2. 削除
3. 会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法の規定違反、又は金融商品取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法、破産法の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者
4. 上記 3 に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

【確認事項】

☐ 私は、会社法 331 条に定める取締役欠格事由に該当しない
コメント（ ）

1 6. 社外取締役への追加確認事項

【説明】

- ①社外取締役の権限、義務、責任は、会社法上他の取締役と同様であり、それらの権限・義務等を適切に果たすことは当然である。例えば、代表取締役等の違法行為等に気づいた場合、監査役（会）へ報告するとともに取締役会で意見表明することが求められる。
- ②①に加えて、社外取締役には、多様な経歴や専門性を持ち客観的独立性のある者として、経営全般を監督し、株主全般の期待に応えるべく企業の持続的成長を促し企業価値を高めることが期待されている。すなわち、非業務執行役員として主に取締役会の場合を通じて、経営効率向上のための助言、経営者の評価及び会社と経営者との間の利益相反の監督などの役割を担うものである。
- ③社外取締役が経営や経営者の監督を行うためには、その会社の状況を把握し、必要な情報を随時入手、また必要に応じ会社に情報提供を求めることが重要であり、他の取締役や監査役会・（社外）監査役などとの連携が欠かせない。

【関連法令等】

○会社法 2 条 15 号〔社外取締役の要件〕

○会社法 348 の 2〔業務の執行の社外取締役への委託〕

○会社法 327 条の 2〔社外取締役の設置義務〕

○公開会社における事業報告の内容—会社法施行規則 124 条（社外役員を設けた株式会社の特則）

社外役員の兼務先と当該会社との関係や報酬のほか、次の事項を記載

4 号 主な活動状況

イ取締役会への出席状況

ロ取締役会における発言の状況

ハ当該社外役員の意見により当該株式会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容
ニ当該事業年度中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他の不当な業務の執行が行われた事実があるときは、各社外役員が当該事実の発生予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
ホ当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（イ～ニまでに掲げる事項を除く。）

8 号 各項目の内容に関し、社外役員の意見があるときは、その意見の内容

○コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所有価証券上場規程別添）

第4章 取締役会等の責務【基本原則4】

〔原則4－7．独立社外取締役の役割・責務〕 上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- （i）経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- （ii）経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- （iii）会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督すること
- （iv）経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、**プライム市場**上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも**3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。**

また、**上記にかかわらず**、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、**過半数**の独立社外取締役を選任することが必要と考える **プライム市場**上場会社（**その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社**）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

補充原則4－8①

独立社外取締役は、取締役会における議論に貢献するとの観点から、例えば、独立社外取締役のみを構成員とする会合を定期的に行うなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

補充原則4－8②

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

補充原則4－8③

支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

○日本弁護士連合会 「社外取締役ガイドライン」（2019 年 3 月 14 日改訂）

第3 2（内部統制部門、監査役（会）・会計監査人等との連携の留意事項）

（3）監査役（会）と社外取締役の役割分担を踏まえた連携について

監査役（会）は、常勤監査役を有し、会社法上様々な調査権能等を与えられており、またスタッフも充実している会社が少なくない。このため社外取締役よりも情報入手が容易な環境であることが多いので、取締役会の場以外でも、監査役（会）と随時情報交換を行うことは有用である。

○経済産業省「社外取締役の在り方に関する実務指針（社外取締役ガイドライン）」（2020 年 7 月 31 日）

＜社外取締役の5つの心得＞

心得1:社外取締役の最も重要な役割は、経営の監督である。その中核は、経営を担う経営陣(特に社長・CEO)に対する評価とそれに基づく指名・再任や報酬の決定を行うことであり、必要な場合には、社長・CEOの交代を主導することも含まれる。

心得2:社外取締役は、社内のしがらみにとらわれない立場で、中長期的な幅広い多様な視点から、市場や産業構造の変化を踏まえた会社の将来を見据え、会社の持続的成長に向けた経営戦略を考えることを心掛けるべきである。

心得3:社外取締役は、業務執行から独立した立場から経営陣(特に社長・CEO)に対して遠慮せずに発言・行動することを心掛けるべきである。

心得4:社外取締役は、社長・CEOを含む経営陣と、適度な緊張感・距離感を保ちつつ、コミュニケーションを図り、信頼関係を築くことを心掛けるべきである。

心得5:会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督することは、社外取締役の重要な責務である。

【確認事項】

- ☐ 私は、取締役会の付議事項等について、自らの知見に基づき、会社の価値向上に資するかどうか、また株主の共通の利益に反していないかチェックし、必要に応じてこの観点から発言している
- ☐ 私は、取締役会の付議事項等について、会社と代表取締役や業務執行取締役との間の利益相反に該当することがないか常にチェックし、必要に応じて意見を述べている
- ☐ 私は、他の取締役の職務執行が違法であることを疑わせる事情がある場合、監査役(会)への報告や取締役会での意見表明等適切な措置をとっている
- ☐ 私は、事業計画、決算、内部統制及びコンプライアンスなどに関して必要な情報を得るため、担当取締役と連携し、必要に応じて情報を入手している
- ☐ 私は、情報を共有するため、随時監査役(会)と意見交換を行っている
- ☐ 私は、社外取締役への期待役割を理解し、その期待役割を果たすよう心掛けている
- ☐ 私は、指名委員会・報酬委員会の委員に選任された場合には、適切な関与・助言を行っている。
- ☐ 確認を留保する（理由： _____）
- ☐ コメント（ _____）

以上、すべて相違ありません。

年 月 日

取締役

_____ 印